資料　1

# 第６回日本工業標準調査会標準部会高齢者・障害者支援専門委員会議事録（素案）

１．日　時：平成１８年　１月１２日（木）　１４：００～１５：３０
２．場　所：経済産業省別館８階８２７号会議室
３．出席者：山内委員長、赤居委員、安達委員、天野委員、加藤委員、川澄委員、佐伯委員、田中（理）委員、田中（繁）委員、星川委員、村尾委員、森本委員
　関係者：高橋（日本福祉用具・生活支援用具協会）、清水（〃）
　事務局：横田、相澤、柳原（以上、環境生活標準化推進室）

４．議　題：１．前回議事録（案）の確認
　　２．工業標準案の制定／改正について【審議】
　　３．その他

５．議事概要：
①前回議事録（案）の確認
　前回の議事録案は、事前に配布したため説明を省略した。事務局から、第５回専門委員会において修正を前提に承認された工業標準制定案　高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備、標準報告書公表案　中等度温熱環境における高齢者の温熱感覚測定データ集、以上２件については現在修正案を調整中であり、山内委員長にご確認いただいたうえで、３月２０日公示予定で手続きを進める旨を連絡した。
　議事録案について、以下の指摘があり、タイプミスであることが確認され、事務局で修正することとされた。
　　指摘事項　（回答 1-7）における“「q=11.5～15.0」と修正する”の“11.5”は、“11.0”の間違い。
　その他の修正がある場合には、１月２０日（金）までに事務局宛てに修正点を連絡する。

②工業標準案の制定／改正について
②－１（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０１手動車いす　及び　（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０３電動車いす
　はじめに事務局から、「手動車いす（改正案）」は平成１７年３月４日第３回高齢者・障害者支援専門委員会において審議されたが、新ＪＩＳマーク制度における認証に適応するよう修正が求められ、今回再審議をお願いするものであることを説明した。
　日本福祉用具・生活支援用具協会　高橋氏から資料２及び資料３に基づき、ＩＳＯにおける規格制定状況を含めて改正経緯及び概要を説明し、その後審議を行った。委員からは以下のコメントが提案され又は質疑応答がなされた。
　なお、本件は修正後の確認を委員長預かりとしたうえで承認された。
　【資料２（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０１　手動車いす】
　【資料３（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０３　電動車いす】

＜【電動車いす】７．７ａ）自動ブレーキについて＞

（意見 1）簡易形について、自動ブレーキの装備が任意とされている。使用面から考えると､自動ブレーキが装備されている電動車いすに慣れた人が自動ブレーキの装備されていない電動車いすを操作した場合に、危険である。15.取扱説明書等で注意喚起する必要がある。

（回答 1）簡易形について自動ブレーキの装備を任意としたのは、構造上装備できないものがあるため。15.取扱説明書　j)に趣旨を踏まえた記述を追加し注意喚起する。

［現］　操作，運転に関する注意

↓

［案］　自動ブレーキの取扱等の操作・運転に関する注意

＜【手動車いす】１４．取扱説明書の記載事項について＞

（意見 2）ｈ）開示情報には、何が記載されるのか。

（回答 2）手動車いすについては、当初、評価基準値を設けずに試験方法とその結果を公開することとしていた。「開示情報」はこれを記載する事項であり、再審議にあたり評価基準を規定したので不要となったが修正されていなかった。したがって、削除する。併せてｉ）以降の項目を繰り上げる。

＜試験の順序やサンプリング方法にかかる意見交換＞

・ 改正案ではサンプリング方法、試験サンプル数、各種の試験に対して新しいサンプルを用意するのか他の試験で使用したサンプルを再び使用するのか、試験サンプルを使い回しする場合には、その順序はどうなるのか、等について規定がない。これらが全て試験機関に任されるのであれば、試験機関ごとに試験手順が違うため異なった試験結果が出る恐れが出てくるのではないかという疑問が提示された。

　これに対して、当該規格には、試験でのサンプルの使いまわし等の可否を含めてその手順が規定されていないが、これらが規定されていないＪＩＳは結構多い。また、サンプリング方法などについては、ＪＩＳに規定されていればそれに基づかなければならないし、規定されていなければ統計的手法を用いることが一般的である。なお、次回改正の検討においては、運用状況を踏まえて、その必要性を検討し、実際に試験機関により解釈に差が出ることがないよう、必要な規定を検討するとの回答があった。

＜耐用年数等にかかるコメント＞

・日用生活用具等に耐用年数が規定されており、走行耐久性試験等が何年に相当するかの目安があるとわかりやすい。

・レンタルやリースで利用する場合に、利用状況の履歴がわかると安心できる。

・石畳の多い欧州での利用と、平面の多い日本での利用では、求められる要件に違いがあってもいい。
・利用履歴を把握するため、或いは、ＩＳＯに対し日本から提案するためには、具体的なデータを収集する手法・システム、収集した情報の分析が必要。

＜電動車いすの耐水性能試験にかかるコメント＞
・全方向から散水する試験方法（ＩＰＸ４）に対し、真下からの散水を除くＩＰＸ３を採用している。これでもかなり強い雨の中を想定した試験であり十分。

②－２（確認案）日本工業規格の確認

事務局から資料４に基づき、「Ｔ９２０４　木製松葉づえ」「Ｔ９２０６　電動車いすの電磁両立性要件及び試験方法」「Ｔ９２４０　移動・移乗支援用リフト通則」「Ｔ９２５１　視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」について説明し、審議を行い、原案のとおり了承された。

【資料４（確認案）日本工業規格の確認】

③その他

平成１７年度の委員会は今回が最後。次回委員会については、改めて日程調整する旨連絡した。